

平成25年 No.42

○東京学芸大学外国人研究生規程の一部を改正する規程

改正理由

健康診断書を出願書類等として提出させていたが、受入れ決定後に健康診断を実施していることから提出不要と変更するもの。

承認経過

平成25年12月25日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学外国人研究生規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成25年12月26日

国立大学法人東京学芸大学長

村 松 泰 子

平成25年規程第36号

東京学芸大学外国人研究生規程の一部を改正する規程

東京学芸大学外国人研究生規程（平成3年規程第10号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

東京学芸大学外国人研究生規程の一部改正について

改正理由： 健康診断書を出願書類等として提出させていたが、受入れ決定後に健康診断を実施していることから提出不要と変更するもの。

改 正	現 行
〔省 略〕 (入学の出願) 第4条 外国人研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。 (1) 研究生願書 (2) 履歴書 (3) 外国人研究生調書 (4) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書 (5) 学位授与証明書（日本の大学を卒業の者は除く。） (6) 最終出身学校長又は所属長の発行する推薦書（本学卒業・修了の者は除く。） <u>(削 除)</u> <u>(7) 住民票（市・区役所で発行。国籍、在留資格及び期間が記載されたもの。）（日本に居住している者のみ）</u> 〔省 略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成25年12月26日から施行する。</u>	〔省 略〕 (入学の出願) 第4条 外国人研究生として入学を志願する者は、次の各号に掲げる書類に検定料を添えて提出しなければならない。 (1) 研究生願書 (2) 履歴書 (3) 外国人研究生調書 (4) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書及び成績証明書 (5) 学位授与証明書（日本の大学を卒業の者は除く。） (6) 最終出身学校長又は所属長の発行する推薦書（本学卒業・修了の者は除く。） <u>(7) 健康診断書</u> <u>(8) 住民票（市・区役所で発行。国籍、在留資格及び期間が記載されたもの。）（日本に居住している者のみ）</u> 〔省 略〕